

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部・薬務課

法令名	温泉法	法令の番号	昭和23年法律第125号				
不利益処分の種類	登録の取消し	根拠条項	第25条				
処 分 基 準	<p>1 登録分析機関が次の各号（第25条第1項各号）のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。</p> <p>① 温泉成分分析を行う者の登録及び申請（温泉法第19条第1項及び第2項）、変更の届出（第20条）、廃止の届出（第21条第1項）、登録分析機関の標識（第24条）、登録の手続、登録分析機関登録簿の様式その他登録分析機関の登録に関し必要な事項（第26条）並びに温泉成分分析の求めに応ずる義務（第27条）の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定に違反したとき。</p> <p>② 次の各号（温泉法第19条第3項各号）に掲げる要件に適合しなくなったとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能（温泉法第19条第2項第3号）が、温泉成分分析を適正に実施するに足りるものとして環境省令で定める基準（温泉法施行規則第14条）に適合するものであること。 ○ 申請をした者が、温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。 <p>③ 次の各号（温泉法第19条第4項第1号又は第3号）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 温泉法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ○ 法人であって、その役員のうち前号に該当する者があるもの <p>④ 不正の手段により温泉成分分析を行う者の登録を受けたとき</p>						
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	目次NO